

大阪・関西万博における SDGs ブースの設営・デザイン等業務委託 募集要項
(公募型プロポーザル)

1 案件名称

大阪・関西万博における SDGs ブースの設営・デザイン等業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 業務目的

大阪府・市は、2020 年に内閣府より「SDGs 未来都市」に選定され、同時に 2019 年に G20 大阪サミットにおいて共有された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の推進プロジェクトが「自治体 SDGs モデル事業」として選定されるなど、一人ひとりが SDGs を意識し自律的に行動する「SDGs 先進都市」の実現に向け、府市で連携しながら取組を推進している。

大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」が SDGs の達成された社会をめざすものであることを踏まえ、万博（秋の大阪ウィーク）において、ブース出展を行い、大阪における SDGs の取組を国内外に発信し、SDGs 先進都市の実現に向けて取り組むこととしている。

そのため、当該ブースの設営においては、万博会場に来場される方々に向け、魅力ある展示内容と及び効果的な集客につながることを目的とする。

(2) 業務内容

具体的な内容については、仕様書を参照のこと。

(3) 契約上限額

金 6,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 契約期間

契約締結日から令和 7 年 10 月 15 日まで

(5) 履行場所

ギャラリーウエスト 屋外展示スペース（約 300 m²）（大阪・関西万博会場内）

(6) ブース出展日

令和 7 年 9 月 15 日（月）（設営、撤去を含む）

(7) 費用負担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を一切負担しない。当該業務委託料には、受注者が別紙仕様書記載の業務を遂行するにあたって必要となる費用が含まれるものとする。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議の上、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。

また、本市が被った被害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

(別添1)「契約書案」参照

契約締結の際には、(別添2) 誓約書を併せて提出すること。

(4) 契約保証金

「大阪市契約規則」第 37 条第 1 項第 3 号に該当するときは、契約保証金を免除する。

(5) 再委託について

- ①受注者は、業務等の全部を一括して、または業務委託契約書（成果物型）第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」を再委託することはできない。

(主たる部分)

業務委託における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

- ②受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

- ③受注者は、前記①及び②に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

- ④受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書（成果物型）第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 参加資格

参加者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた法人とする。一部業務の再委託は本市が認める範囲で可能とする。参加者は以下の参加資格要件に参加申請時に満たしていなければならない、当該要件を満たしていないものの参加は認めないものとする。また、参加資格申請書類に事実と異なる記載があるものは、当初から参加がなかったものとみなす。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (4) 直近 1 ヶ年において、本店所在地の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされたものでないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- (7) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと

5 スケジュール

- | | |
|-----------------|------------------|
| ● 公募開始 | 令和7年5月7日（水） |
| ● 質問受付期限 | 令和7年5月21日（水） |
| ● 参加申請関係書類の提出期限 | 令和7年5月21日（水） |
| ● 質問に対する回答 | 令和7年5月28日（水）（予定） |
| ● 参加資格審査結果通知 | 令和7年5月28日（水）（予定） |
| ● 企画提案書類の提出期限 | 令和7年6月6日（金） |
| ● 選定結果通知 | 令和7年7月上旬（予定） |
| ● 契約締結・事業開始 | 令和7年7月中旬（予定） |
| ● 事業完了 | 令和7年10月15日（水） |

6 応募手続き等に関する事項

（1）質問の受付・回答

① 受付期間

公募開始日から令和7年5月21日（水）午後5時30分まで（必着）

② 提出方法

「質問書」（様式1）に記載し、下記9に記載のメールアドレス宛に提出すること。

※「件名」に「【質問】：SDGs ブース出展にかかる設営等業務委託」と明記すること。

※電話や口頭での質問、〆切以降の質問は受け付けない。

③ 回答

受け付けた質問に対する回答は、令和7年5月28日（水）（予定）に大阪市政策企画室ホームページに掲載する。ただし、質問がない場合は掲載しない。

（2）参加申請書類の提出及び参加資格審査結果通知

① 提出書類

(ア) 公募型プロポーザル参加申請書（様式2）

(イ) 公募型プロポーザル参加申請に係る誓約書（様式3）

(ウ) 使用印鑑届（様式4）

(エ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：原本】

(オ) 事業概要（パンフレット等事業者の業務内容がわかるもの）

(カ) 履歴事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

(キ) 直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税）の納税証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

(ク) 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3（その3の2、その3の3でも可））
【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

(ケ) 直近1ヵ年分の貸借対照表及び損益計算書（写し）

ただし、会社設立1年未満のため当該資料がない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）

※(キ)及び(ク)は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）を提

出すること。

※(ウ)～(ケ)は、参加申請時点において、令和7・8・9年度本市入札参加有資格者名簿（業務委託）に大分類（04：03 催事）で登録のある者については省略できる。（様式2に承認番号を記載すること）。

② 提出期限

令和7年5月21日（水）までの土日祝を除く、午前9時～午後5時30分（午後0時15分～午後1時を除く）（必着）

③ 提出方法

書類は、持参のほか郵送によること。

ただし、郵送の場合は配達までの過程が記録できるものにする。

④ 提出先

「9 担当・提出先」のとおり

⑤ 参加資格審査結果通知

すべての参加申請者に対し、令和7年5月28日（水）（予定）に様式2に記載の担当者メールアドレスあて通知する。

（3）企画提案書類の提出

① 提出書類

(ア) 企画提案書【様式5】

・業務目的や本市が提示する下記コンセプト等を踏まえ、ブース制作全体の基本方針や演出の考え方を整理すること。

[基本コンセプト]

SDGs のゴール6 及び 14 に関連する『大阪のきれいな海と安全な水』という視点で、本市における水環境（上下水道処理技術、海洋プラスチックごみ対策など）への取組をパネルや映像等で国内外の来場者にPRするとともに、子どもたちが体験を通じて大阪市の水に関する技術に触れてもらう機会を提供する。

(イ) 業務工程表（様式自由）

(ウ) 会場レイアウトイメージ図（様式自由）

(エ) 業務実施体制表【様式6】

(オ) 業務実績調書【様式7】

(カ) 経費内訳書（様式自由）

※経費内訳書は、経費の積算が分かるように記載すること。

② 提出部数

正本（記名・代表者員を押印したもの）1部と副本7部とする。副本については、マスキング等の処理により、事業者を特定できる箇所（事業者名・所在地・代表者名・ロゴマーク・役職名・個人名等）の記載のないものとする。正本・副本ともクリップ止めとし、製本はしないこと。

③ 提出期限

令和7年6月6日（金）までの土日祝を除く、午前9時～午後5時30分（午後0時15分～午後1時を除く）（必着）

④ 提出先

「9 担当・提出先」のとおり

⑤ 提出方法

書類は、持参のほか郵送によること。

ただし、郵送の場合は配達までの過程が記録できるものにする。

7 選定に関する事項

(1) 審査方法

- ① (2) の審査基準に基づき、外部有識者で組織する選定会議において、各委員 100 点満点でプレゼンテーション審査（6 月下旬・オンライン開催予定）により評価を行い、点数の合計点が最も高い提案事業者を契約候補者（委託予定者）とする。

ただし、最高点の者が複数者いる場合は、その複数の提案事業者のうち、選定基準の次の項目の順に点数を比較し、最終決定する。それでもなお、差がつかない場合は、くじ引きにより決定する。

- ・「提案内容の充実度」の点数が一番高い者
- ・「実現性及び経済性」の点数が一番高い者

- ② 各委員のそれぞれの点数が 100 点満点中 60 点未満の提案者は失格とする。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

- ③ 企画提案書を提出した事業者の数が 5 者を超える場合は、その提案内容について事前の書類審査を行い、上位の 5 者を対象にプレゼンテーション審査を行う。

- ④ プレゼンテーション審査の日時は、審査の対象者に対して、令和 7 年 6 月 20 日（金）までに通知を行う。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
理解度	・本業務に対する考え方、実施方針において、事業の趣旨、目的を理解した提案内容となっているか。	10 点
提案内容の充実度	・海外からの来場者に向けた展示の工夫がされているか。	15
	・学び・体験ゾーンのレイアウトやデザインが、こどもたちの興味や知的好奇心を引き出すような内容となっているか。	15
	・万博来場者が立ち寄りたと思う集客の工夫がされているか。	15
	・暑さ対策、風雨・安全対策が十分に考慮されているか。	10
	・創意工夫やアイデアなど特筆すべき提案内容となっているか。	5
実現性及び経済性	・業務実施体制は責任者及び人員が適正に配置され、提案内容を実行できる体制になっているか。	10
	・業務工程表の実施スケジュールの妥当性が確保されているか。	5
	・事業実施に必要な実行力（実績やノウハウ等）はあるか。	5
	・経費内訳書は提案内容に見合う積算となっているか。	10
合 計		100 点

(3) 審査結果

評価結果及び選定結果は、決定後速やかに全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外する。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ② 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- ④ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- ⑥ 見積金額が契約上限額を上回ること。

8 その他

- (1) 参加申請手続きや企画提案書類の提出等、当公募型プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 参加申請手続きに係る提出書類及び企画提案書類（以下「提出書類等」という。）は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (3) 提出書類等は返却しない。
- (4) 提出書類等は、審査・業者選定の用以外に応募者へ無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- (5) 提出書類等は、提出期限後の提出や差し替え等は認めない（ただし、本市が補正等を求める場合を除く）。
- (6) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

9 担当・提出先

〒530-8201

大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市政策企画室企画部政策調査担当

電話番号：06-6208-9723

電子メールアドレス aa0011@city.osaka.lg.jp